

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会インフラとして必須となったインターネットを支え運営するという使命を全うし、かつ企業価値を継続的に高めていくために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。当社は、株主、ユーザ、取引先、従業員、インターネットネットワーク全体の利用者など、幅広いステークホルダーへの社会的責任を負っており、当社の社会的な影響力の大きさを鑑み、多様なステークホルダーの理解を得るための活動に努める必要があると考えております。

当社の取締役会は社外取締役4名を含む12名で、監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されております。また、内部監査を担当する機関として内部監査室を設置しており、内部監査室は室長以下5名で構成されております。当社は、経営における意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離しコーポレート・ガバナンスの強化を図ると共に、迅速かつ効率的な業務執行を推進する目的で執行役員制度を採用しております。

業務執行につきましては、定時(毎月)及び臨時取締役会の開催、業務執行取締役及び執行役員等による経営会議の開催及び事業・プロジェクト・子会社毎等の事業進捗のフォローと対応指示等により、業務執行状況の監視・監督が行われております。経営監視及び業務監査につきましては、定時(毎月)及び臨時監査役会の開催、監査役会における財務専門家・法律専門家の設置、子会社・海外含めた継続的な監査役監査・内部監査の実施、内部通報制度の運営等を行っております。当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業務活動は、倫理規程、内部統制基本規程他に基づき統制されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コード(2018年6月1日改訂)の各原則について全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下、コーポレートガバナンス・コード(2018年6月1日改訂)の各原則に基づいて記載しています。

【原則1-4】

当社は、事業戦略や取引先との事業上の関係及び当社の資本コスト等を総合的に勘案し、当社の企業価値を高め株主の利益に繋がると考える場合に、限定的に上場株式を政策保有株式として保有することがあります。政策保有株式につきましては、2017年度に2銘柄、2019年度に1銘柄の一部を売却し、2021年3月末時点で4銘柄(貸借対照表計上額83.1億円)を保有しております。当社は、各出資先との継続取引から生じる収益及び配当が資本コストを超過しているかを個別銘柄毎に年次で検証のうえ、取引の推移及び展望と資本コストに照らした事業貢献の観点で、政策保有株式の保有是非を判断しております。政策保有株式に係る議決権行使につきましては、発行会社の経営方針や状況及び議案内容を総合的に検討し、発行会社の中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか等の視点に立ち、判断を行います。

【補充原則1-4】

当社は、当社株式を政策的に保有する株主から売却意向が示された場合は、政策保有が有効に機能していない事業上の要因の解消努力を行いつつ、一方で、取引縮減を示唆する等の売却等を妨げる行為は行ないません。

【補充原則1-4】

当社は、当社株式を政策的に保有する株主と、経済合理性を欠く等の会社や株主共同の利害を害する取引は行っておらず、行わない方針です。

【原則1-7】

当社は、取締役との利益相反取引については、会社法に定められた手続きを遵守し、取締役会において承認を要することとしております。関連当事者との取引については、取締役会へ年次報告することとしております。

【原則2-6】

当社は、企業年金の運用を外部運用機関に委託しており、運用機関に対して、CFO、財務会計及び人事部門にて、運用の実績、方針、体制及びプロセス等について、総合的にモニタリングを行っております。

【原則3-1】

() 当社の経営理念、経営戦略及び計画については、当社ホームページに公表しておりますので、ご参照ください。
(<https://www.ij.ad.jp/ir/policy/philosophy/index.html>)

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「1. 【取締役報酬関係】」をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、本報告書の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

()取締役及び監査役候補者の個々の選任理由につきましては、「第29回定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4 - 1】

当社は、法令上取締役会にて決議事項とされる事項及び経営上の重要な判断事項について、取締役会規程及び取締役会決議事項に関するガイドラインにより、取締役会による決定事項と定めております。また、社長及び社長が指名する取締役及び執行役員で構成される経営会議において、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っております。取締役会は、業務執行に専念する責任者として執行役員を選任しており、職務権限規程による権限委譲により、意思決定の迅速化を図っております。

【原則4 - 8】

当社の取締役12名のうち、独立社外取締役は4名であります。

【原則4 - 9】

当社は、会社法に定める社外役員の要件及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、社外役員に対する独立性要件を定めた「独立性基準」を制定し、それらに基づき独立社外役員を選定しております。なお、当社の「独立性基準」は下記の通りです。

(独立性基準)

次の各号のいずれにも該当する者ではないこと。

- (1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
- (2) 当社もしくはその子会社の主要な取引先または当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者(1)
- (3) 当社が多額の借入れをしている金融機関の業務執行者(2)
- (4) 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者(3)
- (5) 当社またはその子会社から多額の寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者(4)
- (6) 上記(1)から(5)のいずれかに該当する法人・団体等において、過去3年間に業務執行者であった者
- (7) 以下に該当する者の配偶者または二親等内の親族
・上記(1)から(5)のいずれかに該当する者
・当社の子会社の取締役および業務執行者
- (8) その他当社が総合的に勘案して、独立性に欠けると判断し得る者

なお、上記(1)から(8)のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

- 1 「当社もしくはその子会社の主要な取引先」とは、当該取引先に対する当社の売上高が直近3事業年度のいずれかの年度における当社の売上高の2%以上である場合をいう。
「当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等」とは、当社もしくはその子会社に対する当該法人・団体等の売上高が直近3事業年度のいずれかの年度における当該法人・団体等の売上高の2%以上である場合をいう。
- 2 「多額の借入れ」とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の2%以上である場合をいう。
- 3 「多額の報酬その他財産上の利益」とは、直近3事業年度において当社役員報酬以外に当社またはその子会社から1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っているか、または当該報酬その他財産上の利益を得ている者が法人・団体等である場合、当該法人・団体等の直近3事業年度の売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える報酬その他財産上の利益を当社またはその子会社から受け取っている場合をいう。
- 4 「多額の寄付等」とは、直近3事業年度のいずれかの年度における当社またはその子会社からの寄付等の額が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総費用の2%のいずれか高い方の額を超える場合をいう。

【補充原則4 - 11】

当社は、グループ事業を最適に遂行し伸長させるにあたり、取締役の選定において、年功や外部内部を問わず、ジェンダーや国際性のみに捉われない、各事業領域の知識・経験・能力及び人格を備えた多様な人材が選任されるべく、所定の候補者選定基準に基づいた候補者案を指名報酬委員会に提示し、その協議を経た上で候補者を選定しております。監査役の選定においては、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任することを基本方針としております。

【補充原則4 - 11】

取締役及び監査役の他の上場会社との兼任は、合理的な範囲にとどまっており、その状況は、毎年の「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4 - 11】

取締役会の実効性について、取締役及び監査役を対象とした「取締役会の実効性に関する評価のためのアンケート」を2015年度から年次で実施し、その内容を整理、分析のうえ取締役会に報告しております。評価結果により、必要に応じて取締役会の実効性の改善を行うフローとしております。2020年度における取締役会運営に関しましては、独立役員を含め取締役会の体制は整備され、取締役会における議論及び判断のための情報は十分に提供され、各取締役が取締役会において多角的に発言し、取締役会の開催頻度及び当日運営等も適切に設定され、実効性は有効に機能していると自己評価をしております。

【補充原則4 - 14】

新任の取締役及び監査役には、会社役員の義務や責任を主題とした新任役員研修を実施しております。また、各事業領域で必要となる業務能力の発揮、業務知識等の会得他に関しては、個別かつ必要十分に能力向上機会を提供する方針であります。

【原則5 - 1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下のとおり、株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を決定しております。

()株主との対話全般に関する取締役の指定

株主及び投資家の皆様との建設的な対話を促進するため、CFOをIR業務を統括する取締役と指定しております。

- () 社内担当部間の有機的な連携のための方策
当社は、取締役、監査役及び執行役員を構成員とし、情報開示の内容を検証し承認する「情報開示委員会」を設置しております。また、情報開示業務の運営にあたり、CFOを責任者とし、社内のIR企画、予算、財務、経理、法務部門を構成員とする「開示検討準備ワーキンググループ」を設置しております。「情報開示委員会」と「開示検討準備ワーキンググループ」との連携により、適切適時な情報開示を行っております。
- () 個別面談以外の対話手段充実に関する取組み
アナリスト及び機関投資家の皆様向けには、決算説明会の開催、投資家カンファレンスへの参加、技術等に関する個別説明会の開催他を、個人投資家の皆様向けには、会社説明会の開催他を適宜実施しており、これらを継続していく考えです。
- () 株主の意見及び懸念について、経営陣幹部に対するフィードバックのための方策
株主及び投資家の皆様からの意見及び懸念を含む対話内容は、定例会議他により経営陣幹部へ都度報告されております。
- () インサイダー情報の管理に関する方策
当社は、連結グループ全社員を対象者とする「内部者取引(インサイダー取引)防止規程」を制定し、インサイダー取引防止の管理運営を徹底しております。また、株主及び投資家の皆様との対話にあたっては、ディスクロージャ・ポリシーを制定し、コンプライアンスに則った適切な開示及び情報提供を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電信電話(株)	20,190,000	22.38
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	4,940,900	5.48
(株)日本カストディ銀行(信託口)	4,117,000	4.56
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	4,080,000	4.52
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	3,904,000	4.33
鈴木 幸一	3,682,134	4.08
第一生命保険(株)(常任代理人(株)日本カストディ銀行)	2,546,000	2.82
(株)KS Holdings	1,620,000	1.80
(株)三菱UFJ銀行	1,372,000	1.52
損害保険ジャパン(株)	1,300,000	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1) 2021年3月31日現在、当社は自己株式として3,263,532株を保有しております。
- (2) (株)KS Holdingsは、当社代表取締役である鈴木幸一がその株式を100%所有する会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。
- (3) Dalton Investments LLCが2020年4月30日付で提出した大量保有報告書の変更報告書において、2020年4月24日現在で同社が当社株式1,975,500株(同日現在の持株比率:4.2%)を保有する旨の届け出がありました。なお、当該株式数は株式分割前の株数になります。その後大量保有報告書の変更報告書が提出されたことは認識しておりませんが、当社として、当事業年度末現在における同社の保有株式数の確認ができないため、上記の大株主には含めておりません。
- (4) Global Alpha Capital Management Ltd.が2021年3月1日付で提出した大量保有報告書の変更報告書において、2021年2月24日現在で同社が当社株式4,680,460株(同日現在の持株比率:5.0%)を保有する旨の届け出がありました。その後大量保有報告書の変更報告書が提出されたことは認識しておりませんが、当社として、当事業年度末現在における同社の保有株式数の確認ができないため、上記の大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小田 晋吾	他の会社の出身者											
塚本 隆史	他の会社の出身者											
佃 和夫	他の会社の出身者											
岩間 陽一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小田 晋吾	○	——	日本ヒューレット・パカード株式会社において代表取締役社長等を歴任し、IT企業経営者としての豊富な経験、IT関連の幅広い知識及び内部統制・ガバナンス分野における高度な知見等を有しております。同氏は、2008年6月より当社独立社外取締役に就任し、豊富な経験と幅広い知識及び企業の社会的責任に関する高い見識をもとに当社の経営に対する有益な提言を行っていることから、今後も社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と監督を行うことを期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任しております。なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
塚本 隆史	○	当社は、塚本 隆史氏が過去において業務執行者であった株式会社みずほ銀行と借入の取引があります。現在、同氏は同行の業務執行に携わっており、また、同行は当社の主要な借入先の1つですが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではないため、十分な独立性を有していると判断しています。	株式会社みずほ銀行において取締役頭取及び取締役会長を歴任し、銀行経営者としての豊富な経験、財務関連の幅広い知識及び内部統制・ガバナンス分野における高度な知見等を有しております。同氏は、2017年6月より当社独立社外取締役に就任し、豊富な経験と幅広い知識及び企業の社会的責任に関する高い見識をもとに当社の経営に対する有益な提言を行っていることから、今後も社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と監督を行うことを期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任しております。なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
佃 和夫	○	当社は、佃 和夫氏が過去において業務執行者であった三菱重工業株式会社と取引関係にありますが、取引の規模、性質に鑑みて、株主及び投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	三菱重工業株式会社において代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、企業経営者としての豊富な経験、事業運営に関する幅広い知識及び内部統制・ガバナンス分野等における高度な知見等を有しております。同氏は、2020年6月より当社独立社外取締役に就任し、豊富な経験と幅広い知識及び企業の社会的責任に関する高い見識をもとに当社の経営に対する有益な提言を行っていることから、今後も社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と監督を行うことを期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任しております。なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
岩間 陽一郎	○	——	東京海上アセットマネジメント株式会社において取締役社長等を歴任し、企業経営者としての豊富な経験、資本市場関連の幅広い知識及び内部統制・ガバナンス分野における高度な知見等を有していることから、社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場からの助言と監督が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の人事及び報酬等決定に関する公正性及び透明性の確保及び向上を目的として、任意の組織として指名報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による当社及び当社子会社への監査及び監査関連業務の提供について、監査役会による会計監査人の役務提供内容の定期的な確認を行っております。年度の監査計画、決算(通期、各四半期)のレビュー、年度の監査結果・独立性の確認等定期的に面談を行い連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大平 和宏	他の会社の出身者													
道下 崇	弁護士													
内山 晃一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大平 和宏	○	当社は、大平 和宏氏が過去において業務執行者であった第一生命保険株式会社と取引関係にあります。取引の規模、性質に鑑みて、株主及び投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引概要の記載を省略しております。	経営管理や内部統制に精通していることから、高い専門性をもって適切な取締役の職務執行の監督が為されることを期待し選任しております。なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
道下 崇	○	———	弁護士として長年の経験と見識を有し、高い専門性と客観性・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督が為されることを期待し選任しております。なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
内山 晃一	○	当社は、内山 晃一氏が過去において業務執行者であった有限責任監査法人トーマツと取引関係にあります。取引の規模、性質に鑑みて、株主及び投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引概要の記載を省略しております。	公認会計士として長年の経験と財務専門知識を有し、高い専門性と客観性・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督が為されることを期待し選任しております。なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第6号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は、常勤取締役及び執行役員に対し、中長期での継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を従来以上に高めることを目的に、2011年6月より、取締役退職慰労金廃止に伴う代替として、各人毎の基本月額報酬(金銭報酬)の役位による概ね1から2ヵ月分の規模の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てております。当社は、常勤取締役及び執行役員に対し、中長期での継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を従来以上に高めることを目的に、2020年6月より、業績賞与について譲渡制限付株式による支給を決定しております。本支給において、当社が発行又は処分する譲渡制限付株式の限度枠は年80,000株以内、譲渡制限期間は払込期日から取締役又は執行役員のいずれの地位をも退任した時点としております。業績連動の評価については、連結売上高及び営業利益の前年度比率及び目標達成率を各係数で掛け合わせた判定指標の度合いに応じ、賞与規模を基本月額報酬(金銭報酬)0から4ヵ月相当の範囲で算定しております。2021年3月期においては、売上高2,100億円・営業利益87億円との目標に対し、売上高2,130億円・営業利益142.3億円との実績で、基本月額報酬(金銭報酬)3ヵ月相当の譲渡制限付株式の支給を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記のストックオプション制度導入の目的に照らし、当社の取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除く)及び執行役員を付与対象者としております。各対象者別の新株予約権割当数については、各対象者の職責及び業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2021年3月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役14名に対し353百万円(うち、社外取締役6名に対し24百万円)及び監査役5名に対し33百万円(うち、社外監査役4名に対し18百万円)であります。

取締役の報酬等の額には、常勤取締役に対する下記の報酬が含まれております。

業績連動報酬(譲渡制限付株式) 30百万円

当該費用は取締役任期に応じて繰り延べた費用を計上しており、当事業年度における費用計上額を記載しております。

非金銭報酬(株式報酬型ストックオプション) 35百万円

役員報酬が1億円以上である取締役は勝栄二郎であり、その役員報酬は120百万円(固定報酬85百万円、ストックオプション14百万円、2021年3月期の業績賞としての譲渡制限付株式21百万円)でありました。このうち、譲渡制限付株式は、2021年5月26日開催の取締役会にて支給が決議されております。なお、同取締役に対し、当事業年度以前において支給された譲渡制限付株式の当期費用計上額は11百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

ア.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名報酬委員会に対して取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)の原案を諮問した上で、2021年2月4日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ.決定方針の内容の概要

当社の常勤取締役の報酬は、中長期での継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気の維持及び向上を企図し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本となる固定報酬(金銭報酬)、業績連動報酬(譲渡制限付株式報酬)及び非金銭報酬(株式報酬型ストックオプション)により構成しております。また、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職責に鑑み、基本となる固定報酬(金銭報酬)のみを支払うこととしております。

ウ.当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額5億円以内、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は各々14名及び4名です。

・2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除きます。)に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

・2020年6月24日開催の第28回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除きます。)に譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

・2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額6億円以内(うち社外取締役は年額5,000万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役(代表取締役会長鈴木幸一及び代表取締役社長勝栄二郎)がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各常勤取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の配分としております。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬案を立案した代表取締役は、指名報酬委員会に対して当該報酬案の原案を諮問した上で、個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。

業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として、事業成長と企業価値向上に連関する指標として、連結売上高及び営業利益の前年度比率及び目標達成率を各係数で掛け合わせた判定指標を採択しており、各人毎の基本月額報酬の概ね0から4カ月分の規模で、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を割り当てております。

非金銭報酬等の内容

取締役退職慰労金廃止に伴う代替として、各人毎の基本月額報酬の役位による概ね1から2カ月分の規模の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報連絡等は、担当の常勤取締役及び常勤監査役が行っております。取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役へ資料を事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行及び監査・監督の体制の概要及び採用理由について

当社は、経営理念を機軸に毎年策定した取締役会にて承認される年度計画に基づき、業務執行取締役及び執行役員を筆頭に各業務執行ラインが目標達成に向けて活動しております。業務執行につきましては、定時(毎月)及び臨時取締役会の開催、業務執行取締役及び執行役員等による経営会議の開催及び事業・プロジェクト・子会社等毎の事業進捗のフォローと対応指示等により、業務執行状況の監視・監督が行われております。経営監視及び業務監査につきましては、定時(毎月)及び臨時監査役会の開催、監査役会における財務専門家・法律専門家の設置、子会社・海外を含めた継続的な監査役監査・内部監査の実施、内部通報制度の運営等を行っております。当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業務活動は、倫理規程、内部統制基本規程他に基づき統制されております。

当社は、業務執行における適正性・透明性の確保及び経営監督機能の充実を目的に社外取締役及び社外監査役を選任しており、取締役会は社外取締役4名を含む12名で、監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されております。社外取締役については、経営或いは通信業界に関する豊富な経験と幅広い見識を有することに加え、高い独立性を重視し選任し、社外監査役については、1名は日本法弁護士、1名は公認会計士であり、高い専門性と独立性を重視し選任しております。

また、内部監査を担当する機関として内部監査室を設置しており、内部監査室は室長以下5名で構成されております。
法定開示及び適時開示については、取締役及び監査役、執行役員を構成員とする情報開示委員会を設置し、開示内容の適正、網羅性について検証したうえで開示を行っております。
リスク評価については、必要に応じリスクの領域ごとに委員会組織を設置し、リスクの識別、識別されたリスクの評価、リスクの対策を講じております。

指名、報酬決定等について

取締役候補の指名については、所定の候補者選定基準に基づき代表取締役が指名報酬委員会に指名案を提示し、指名報酬委員会で協議のうえ、取締役会にて決議し株主総会に上程いたします。取締役の解任については、職務執行における法令・定款違反、心身の故障及び業績に対する責任等を勘案し、指名報酬委員会による協議を経たうえで、取締役会にて決議し株主総会に上程いたします。役員報酬については、本報告書の「2.1.【取締役報酬関係】」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、また社外取締役を選任しております。経験や見識の高い方を社外取締役として選任しており、経営執行の監督機能を強化しております。監査役会のうち、弁護士及び会計士の2名を社外監査役として選任しており、取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月29日開催にあたり、招集通知を2021年6月1日に当社ホームページへ掲載、2021年6月7日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	日本語と同タイミングに英文招集通知を提供しております。
その他	当社ホームページに、株主総会招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関するディスクロージャ・ポリシー(フェア・ディスクロージャー・ルール導入へ対応)を制定し、開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に複数回の頻度にて、個人投資家向けの説明会等を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に四半期決算説明会(全体及び個別)を原則実施し、また、年に複数回の頻度にて証券会社等主催の会社説明会に参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に複数回の頻度にて海外機関投資家向け説明会(ロードショー)を行い、また、年に複数回の頻度にて海外証券会社等主催の会社説明会に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.ij.ad.jp/ir/ にて、過去からの四半期決算資料、有価証券報告書、株主通信、決算発表等のIRスケジュール、ニュースリリース、マネージメントメッセージ、個人投資家のみなさま向け会社紹介等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを所管する部署は、財務本部財務部です。IRを所管する役員は、専務取締役CFO渡井 昭久です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程において、役職員は幅広いステークホルダーへの社会的責任を認識し、ステークホルダーの理解を得るための活動に努める必要があることを規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関するディスクロージャ・ポリシー(フェア・ディスクロージャー・ルール導入へ対応)を制定し、開示しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築に関する基本方針は以下のとおりであり、以下に基づき整備、運用をしております。

1) 基本的な考え方

当社は、(1)業務の有効性及び効率性、(2)財務報告の信頼性、(3)事業活動に関わる法令等順守及び(4)資産の保全を主たる目標とし、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組み(以下「本枠組み」)に準じた内部統制システムを構築する。

当社は、本枠組みに基づき、当社における内部統制システムを構成する主たる要素を次のとおり定める。

- (1) 統制環境
- (2) リスクの評価と対応
- (3) 統制活動
- (4) 情報と伝達
- (5) モニタリング(監視活動)
- (6) IT(情報伝達)

当社は、本枠組みに基づいて内部統制システム構築のための各種措置を実行するとともに、不断の見直しによってその改善を図ることとする。

2) 会社法に基づく事項について

会社法第362条第5項に基づき定めるべき、株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な事項に係る対応方針については、本枠組みに基づく内部統制システムの一環として、次のとおりとする。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令遵守や適切な行動規範を定める倫理規程、内部者取引防止や個人情報保護等個別の法令遵守に関する規程等を制定し、社内に周知徹底し、定期的な教育を行なう。
- (2) 法令遵守活動を行なうために必要な人員配置を行ない、弁護士等外部専門家に相談し、アドバイスを受けるための体制を確立する。
- (3) 法令違反が発見された場合の社内報告体制を構築するとともに、監査役会を窓口とする通報者保護に留意した内部通報制度を運用する。
- (4) 社長直轄の内部監査室が定期的な内部監査を行い、各業務執行部門の法令遵守に関する改善点を指摘し、改善状況を監視する。
- (5) 法定報告、適時開示等について、取締役、社外取締役、監査役等を構成員とする情報開示委員会を設置し、開示内容の適正性、十分性について評価、検討させるとともに、開示内容の承認を行なわせる。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理の体制

- (1) 社内情報資産の取扱いに係る基本方針や個別手順を定め、取締役の職務の執行に係る情報・文書(職務執行情報という。)もそれらに従い、管理責任者、保管期間、保管の方法及び逸失・漏洩等リスクへの安全管理措置等を定め、適切に管理する。管理状況については定期的に見直しを行なう。
- (2) 職務執行情報を、適切にファイリング(必要に応じ電磁的記録を用いる。)、当該各文書等の存否、保存状況及びその内容を速やかに確認することができる体制を構築する。また、監査役等かかる文書を閲覧する権限のある者の要請に対し遅滞無く閲覧に供することができる体制を構築する。
- (3) 前記に係る事務は情報セキュリティ担当取締役(又は執行役員)及び事務文書管理担当役員(又は執行役員)が所管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各部門の業務執行を担当する取締役(又は執行役員)は、各々の担当事務について、所定の規程に基づき、リスクの識別、識別されたリスクの評価、リスクの評価に応じた対策を講じ、かつ、定期的に見直すものとする。
- (2) リスクの種類に応じ、リスクの評価、リスクの評価に応じた対策を検討するための評価委員会を設置する。
- (3) 緊急時等を想定した事業継続計画を策定する。
- (4) 社長直轄の内部監査室が定期的な内部監査を行い、各業務執行部門のリスク管理を含む業務執行に関する改善点を指摘し、改善状況を監視するものとする。

4. 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づく各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、各目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
- (2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に基づき取締役会に付議されるべき事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行なわれ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を執行することとする。
- (4) 取締役会の意思決定の妥当性をより高めるため、経営に係る豊かな識見を有する者を一定数以上、社外取締役として委嘱するものとする。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社を管理するための基本方針である子会社等管理規程を適切に運用し、子会社との間で子会社管理等を目的とした協定を締結する。
- (2) 子会社から必要な事項について報告がなされ、かつ、協議が行なわれる体制を構築する。
- (3) 内部統制に関する重要事項については、企業集団全体を規律する規程を策定し、子会社に遵守させる。
- (4) 当社の内部監査室により、子会社に対して内部監査を実施するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと、かかる使用人の取締役からの独立性及び監査役のかかる使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 社長直轄の機関である内部監査室を設置し、内部監査に専任で携わる職員を配置する。内部監査計画等の策定にあたり、監査役会の意見を反映するなど、職員と監査役との連携を密接に行わせるものとする。
- (2) 内部監査室に配置される職員の選定、任命、異動について監査役会の意見を十分に尊重して行うものとする。
- (3) 前記のほか、監査役の職務を補助すべき職員の配置及び当該職員への監査役の指示の実効性を確保するための措置については、監査役会と協議の上定めるものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びかかる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役会規程の定めに従い、監査役または監査役会の要請に応じてまたは定期的に、必要な報告及び情報提供を行うものとする。
- (2) 情報開示委員会等重要な意思決定が行われる合議体に、監査役を構成員とする。
- (3) 監査役会を窓口とする内部通報制度は、当社及び子会社全体を対象とする。内部通報者の秘密は保護され、かつ、匿名通報か実名通報にかかわらず、内部通報者に対する不利益取扱いを禁止する。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会の職務の執行に要する費用について、年度単位で合理的な予算額の設定を行うものとする。予算額については監査役の意見を聴取する。

9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務の執行のために必要な外部専門家の確保を行なうこととする。
- (2) 会計監査人の独立性を確保するため、独立性を損なう特定の非監査業務を会計監査人(その関係者を含む。)から役務提供を受けることを禁止するとともに、監査役会による会計監査人の報酬等の同意が適切に行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 監査役に財務専門家、法律専門家を委嘱するよう努めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、以下を基本方針とし、その旨を倫理規程に規定し、周知徹底しております。

- (1) 不当要求には応じない。
 - (2) 有事には民事刑事双方の法的対応を行う。
 - (3) 反社会的勢力への資金や情報等の付加価値提供は一切行わない。
- コンプライアンス部を反社会的勢力への対応総括部署とし、警察や顧問弁護士等の外部機関と連携しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、金融商品取引法に準拠した企業統制や情報開示を行っており、金融商品取引法に基づき、連結財務諸表作成に係わる内部統制の構築及びその評価について、会計監査人による内部統制監査を受けております。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社は、適時、適切かつ公正な開示を行うために、情報開示規程を制定し、それに基づき情報開示委員会を設置しております。情報開示委員会は、会長、社長、情報開示責任者(CFO)、取締役、執行役員及び監査役により構成されております。情報開示委員会は、開示内容の適正性及び十分性を検証し、開示の承認を行います。また、情報開示委員会は、情報開示責任者より開示の体制、要領等に関する報告を受け、開示に関する統制評価を行います。

開示手順は以下のとおりです。

(1) 情報収集及び開示判断

財務本部に集約される当社の決定機関、執行部門、子会社等からの情報により、財務本部財務部が開示の必要性を確認し取りまとめ、情報開示責任者に上程します。情報開示責任者が当該上程内容に基づき、その開示判断を行います。

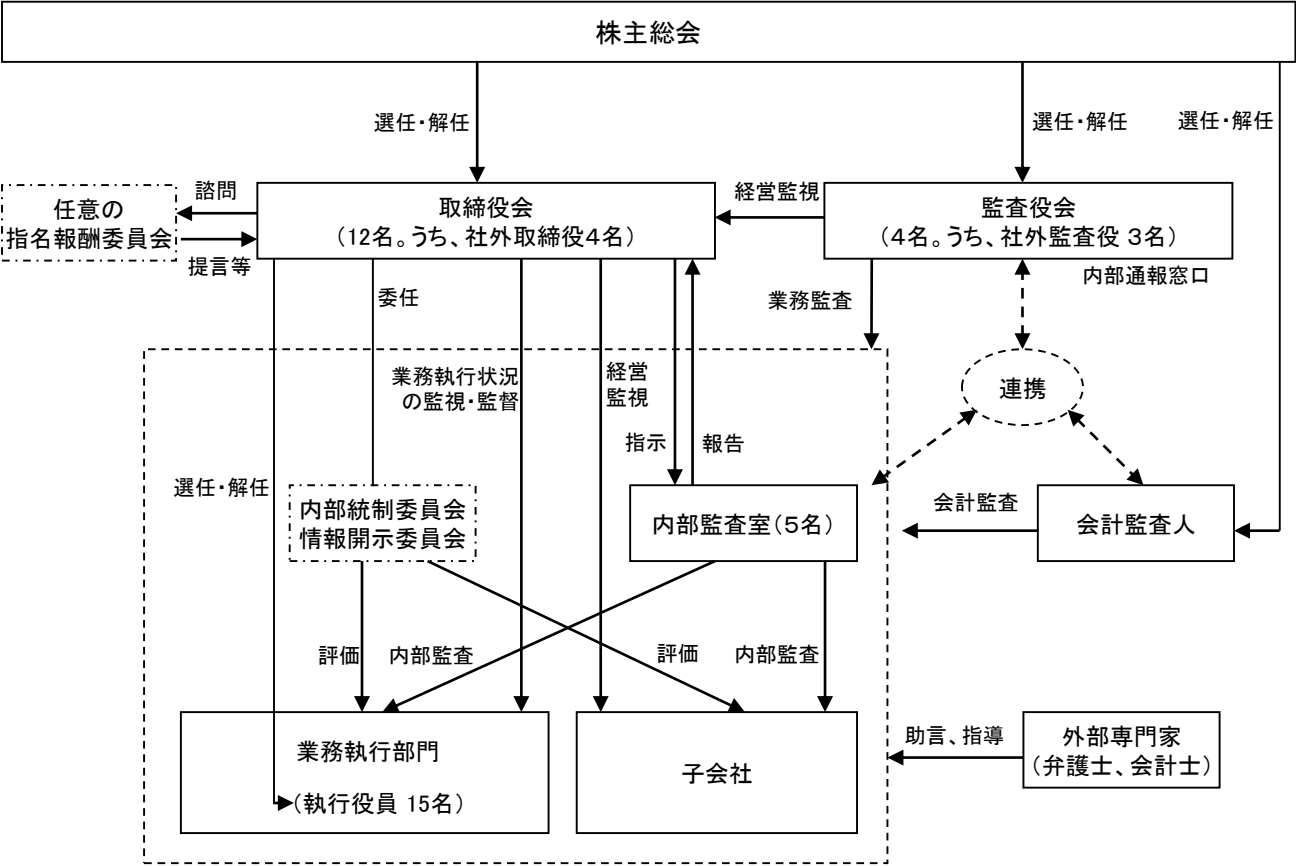
(2) 開示文言の作成及び情報開示委員会への上程

情報開示責任者を運営責任者とし、財務本部財務部にて迅速に開示文言を作成します。開示文言は情報開示委員会へ上程され、情報開示委員会は、開示内容の適正性及び十分性を検証し開示の承認を行います。また、情報開示委員会は、開示が網羅的になされていることを検証します。

(3) 開示要領

東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム(TDnet:Timely Disclosure network)」により開示を行います。併せ、報道機関等を通じての公表、当社ホームページへの掲載も行います。これらの開示は日本語及び英語で行います。

<コーポレート・ガバナンス体制の概要図>



<適時開示体制の概要(模式図)>

